

---

## 油等の焼却方法に関する黒煙等の基準を定める省令の一部を改正する省令

---

### ○環境省令第二号（平成十四年一月二十九日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十四年政令第二号）の施行に伴い、並びに海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第四第一号及び第二号の規定に基づき、油等の焼却方法に関する黒煙等の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

油等の焼却方法に関する黒煙等の基準を定める省令の一部を改正する省令

油等の焼却方法に関する黒煙等の基準を定める省令（昭和五十五年総理府令第五十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第三条第四号イ(3)を「第三条第四号イ(2)ハ」に改める。

附 則

この省令は、平成十四年二月一日から施行する。

---

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第五条第一項第一号の規定に基づき、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項第一号に規定する環境大臣が指定する廃棄物（昭和五十二年八月環境庁告示第三十六号）の一部を改正する告示

---

### ○環境省告示第一号（平成十四年一月二十九日）

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百二号）第五条第一項第二号の規定に基づき、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項第一号に規定する環境大臣が指定する廃棄物（昭和五十二年八月環境庁告示第三十六号）の一部を次のように改正し、平成

十四年二月一日から適用する。

第三号中「除く。）」の下に「並びにコンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。）」を加える。

第四号中「工作物の」の下に「新築、改築又は」を加える。

---